

対日直接投資推進会議

規制・行政手続見直しワーキング・グループ

平成28年10月3日

内閣府

規制・行政手続見直しワーキング・グループの開催について

平成28年5月20日
対日直接投資推進会議決定

1 趣旨

対日直接投資を推進するため、外国企業が日本で投資を行うに際して課題となる規制・行政手続の簡素化について検討し、関係府省庁等と調整することを目的として、規制・行政手続見直しワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を開催する。

2 構成

- (1) ワーキング・グループの構成員は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する者とする。
- (2) ワーキング・グループの座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する者とする。
- (3) ワーキング・グループには、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

ワーキング・グループの庶務は、経済産業省等の関係府省庁の協力を得て、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキング・グループで定める。

対日直接投資推進会議
規制・行政手続見直しワーキング・グループ 構成員

平成 28 年 7 月 27 日時点

(座長)

浦田 秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

(座長代理)

大崎 貞和 株式会社野村総合研究所未来創発センター
主席研究員

(構成員)

飯田 哲也 行政書士飯田哲也事務所所長

今富 雄一郎 横浜市経済局成長戦略推進部長

クリスティン エドマン エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マ
ウリッツ・ジャパン株式会社代表取締役社
長

仲條 一哉 独立行政法人日本貿易振興機構対日投資部長

ヒールシャー 魁 デロイトトーマツ税理士法人エグゼクティブ
オフィサー

ケネス レブラン シャーマンアンドスターリング外国法事務
弁護士事務所パートナー

対日直接投資に関する規制・行政手続の簡素化について

- 外国企業からは、日本の投資環境の阻害要因として、行政手続や規制の負担感を指摘する声が多い。
- このため、対日直接投資推進会議に設置した「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」において、外国企業の投資活動に係る規制・行政手続の簡素化について検討していく。
- 早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手。その他の項目についても、1年以内を目途に結論を得る。

※上記の施策については、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(平成28年5月20日 対日直接投資推進会議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」に記載。

ジェットロによるアンケート結果（速報）

- ジェトロが本年6月に外国企業にアンケートを実施（約1300社に送付し約200社から回答）。
- 日本でのビジネスの阻害要因のうち、「在留資格に関する手続き」が最多、ついで「租税に関する手続き」、「製品（医薬品・医療機器含む）の安全基準等に関する手続き」。社会保険、労務、貿易、会社登記についての手続きも比較的多い。

		阻害要因								合計
		行政手続きの複雑さ	規制の多さ・許認可制度の厳しさ	規制・許認可制度の国際的不調和（互換性のなさ）	申請窓口の不明瞭さ	優遇制度情報・支援サービス不足	手続きのオンライン化の遅れ	その他	未選択	
阻害要因に関する手続き・制度	会社登記についての手続き（定款認証等）	13	5	0	1	1	4	0	1	25
	税務に関する手続き（法人税、住民税等）	19	7	7	3	8	7	1	0	52
	社会保険に関する手続き（雇用保険、年金等）	12	6	3	9	1	7	0	0	38
	労務に関する手続き（36協定、就業規則等）	13	10	7	3	2	0	1	1	37
	在留資格（ビザ）に関する手続き	15	15	8	4	3	8	1	0	54
	知的財産に関する手続き（出願、審査等）	6	3	1	2	2	3	1	0	18
	貿易に関する手続き（関税、輸出入申告等）	6	9	10	2	4	5	0	1	37
	建設許可等の手続き	3	6	2	2	1	3	0	0	17
	環境規制に関する手続き（環境アセスメント等）	1	3	4	1	1	0	0	0	10
	製品の安全基準等に関する手続き	5	19	16	3	1	4	2	0	50
	その他	7	8	6	3	5	4	5	0	38
	未選択	5	4	0	3	2	3	0	198	215
	合計	105	95	64	36	31	48	11	201	591

外国企業等から見た課題の例

1. 法人設立登記関連

- 日本に住所がない外国人の場合は、印鑑証明書の代わりに、サイン証明書を取得することが必要。
- 株式会社の設立登記のためには、金融機関に資本金を払い込み、その証明書類を提出することが必要であるが、外国法人や日本に居住していない代表者が銀行口座を開設することは困難。

2. 在留資格関連

- 在留資格認定取得や更新手続に時間がかかる。申請から認定までの時間が見通せない。
- 窓口に出向いて手続しなければならない。

3. 税・社会保険・労務関連

- 法人設立時など、各窓口での届出が必要。
- 制度や手続が複雑。英語による情報が少ない。

4. 製品の輸入・販売関連

- 化粧品、食器等について、輸入に際しての届出や検査、品質等の表示への対応が煩雑。
- 日本独自の基準があるため、海外での検査データ等がそのまま使えない。

5. その他

- 外国語が原文の資料について、日本語の翻訳の提出が求められる。
- その他個別分野の許認可規制等について、要件が厳しい、手続に時間がかかる。

※事務局によるヒアリング、ジェットロによる調査を基にした課題例。

スケジュール(予定)

- 8月17日
 - ・第1回WG開催
～WGの進め方、会社設立に関する手続
- 10～11月
 - ・WGを数回程度開催
～個別の項目の検討
- 12月
 - ・WG開催
～先行的実施項目の具体策の決定
 - ・対日直接投資推進会議開催
～WGで決定した具体策を報告
- 平成29年
1～5月
 - ・WGを数回開催
～12月までに継続検討となった項目、新たな項目を検討
- 6月目途
 - ・WG開催
～検討対象項目の具体策の決定
 - ・対日直接投資推進会議開催
～WGで決定した具体策を報告